

ゼロレーティングサービスの提供に係る電気通信事業法の適用に関する  
ガイドライン(案) に対する意見

令和2年2月14日

提出者名	在日米国商工会議所 (The American Chamber of Commerce in Japan)
------	--

該当箇所	意見
1 本指針の目的等 1-1 本指針策定の背景 及び 4 遵守状況のモニタリングなど (4) 電気通信市場検証会議によるモニタリング等	電気通信事業法の適用に関するガイドライン(案)にもあるように、ゼロレーティング・プログラムは、ネットワークの中立性の原則との一貫性を維持するように運用されるべきです。つまり、あるサービスがゼロレーティングと認められるとするならば、同じようなサービス(多くの場合はライバル)も認められるべきであるし、その場合サービス提供者に金銭の負担を求めるべきではありません。何故なら、大企業は支払っても中小企業には負担できない場合もあるからです。同じ理由から、技術バリアを設けることも避けるべきです。 ゼロレーティング・プログラムが、特定のコンテンツやアプリケーションを排除するなど、消費者の意思決定を制限しては、エンドユーザーの選択肢を阻害し、アプリケーション間の競争をゆがめる結果となります。